

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準

昭和54年10月31日  
告示第3590号

|    |  |  |
|----|--|--|
| 改正 | 昭和55年 8月12日告示第2078号<br>昭和57年 6月17日告示第1278号<br>昭和59年11月19日告示第2022号<br>昭和61年 1月16日告示第76号<br>昭和61年11月 4日告示第1773号<br>昭和63年12月 1日告示第1893号<br>平成 2年 8月16日告示第1148号<br>平成 4年10月20日告示第1654号<br>平成 8年 6月 7日告示第888号<br>平成10年10月27日告示第1841号<br>平成13年 9月28日告示第1638号<br>平成15年 5月27日告示第962号<br>平成17年 6月10日告示第446号<br>平成18年 5月 9日告示第444号<br>平成21年 6月26日告示第479号<br>平成23年 6月28日告示第446号 | 昭和56年 6月25日告示第1415号<br>昭和59年 3月 1日告示第330号<br>昭和60年11月 7日告示第1915号<br>昭和61年 3月13日告示第363号<br>昭和62年10月15日告示第1737号<br>平成元年12月 4日告示第1832号<br>平成 3年 7月 9日告示第1077号<br>平成 4年12月11日告示第1906号<br>平成 8年12月 6日告示第1866号<br>平成11年 7月30日告示第1339号<br>平成15年 1月10日告示第26号<br>平成16年 5月18日告示第516号<br>平成18年 4月11日告示第350号<br>平成20年 5月27日告示第365号<br>平成22年 2月12日告示第100号<br>令和 4年 9月16日告示第501号 |
|----|--|--|

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び後継者等養成資金の貸付は、同規則に定めるもののほか、次の貸付基準による。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則に基づく経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付基準

第1 経営等改善資金

| 資金の種類            | 貸付内容  | 貸付けの相手方   |
|------------------|---|---|
| 1 操船作業省力化機器等設置資金 | 1 自動操だ装置の設置に要する費用<br>2 遠隔操縦装置の設置に要する費用<br>3 サイドスラスターの設置に要する費用<br>4 レーダの設置に要する費用<br>5 自動航跡記録装置の設置に要する費用<br>6 G P S受信機の設置に要する費用 | 沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（以下「農商工等連携促進法」という。）第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第5条第1項の認定を受けた促進事業者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」 |

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
|                   |  | という)  |
| 2 漁ろう作業省力化機器等設置資金 | 1 動力式つり機の設置に要する費用<br>2 ラインホーラー等の揚縄機の設置に要する費用<br>3 ネットホーラー等の揚網機の設置に要する費用<br>4 巻取りウインチの設置に要する費用<br>5 放電式集魚灯の設置に要する費用<br>6 漁業用クレーンの設置に要する費用<br>7 漁獲物等処理装置の設置に要する費用<br>8 海水殺菌装置の設置に要する費用<br>9 海水冷却装置の設置に要する費用<br>10 漁業用ソナーの設置に要する費用<br>11 カラー魚群探知機の設置に要する費用<br>12 潮流計の設置に要する費用 | 1 と同じ。  |
| 3 補機関等駆動機器等設置資金   | 1 補機関(動力取出し装置付推進機関を含む。)の設置に要する費用<br>2 油圧装置の設置に要する費用  | 1 と同じ。  |
| 4 燃料油消費節減機器等設置資金  | 1 漁船用高度環境対応機関の設置に要する費用<br>2 定速装置の設置に要する費用<br>3 発光ダイオード式集魚灯の設置に要する費用  | 1 と同じ。  |
| 5 新養殖技術導入資金       | 農林水産大臣の定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣の定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用<br>(1) 養殖施設の設置に要する費用<br>(2) 種苗の購入又は生産に要する費用<br>(3) 餌料の購入に要する費用   | 1 と同じ。  |
| 6 資源管理型漁業推進資金     | 1 水産資源の管理に関する取決に基づき、資源管理措置(漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等)を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入又は設置に要する費用<br>2 1 と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置と漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用   | 沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営むか又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。)、認定中小企業者及び促進事業者 |

|                |   |   |
|----------------|---|---|
|                | <p>(1) 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入又は設置に要する費用</p> <p>(2) 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置に要する費用</p>   |   |
| 7 環境対応型養殖業推進資金 | <p>漁場保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品、漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用</p> <p>1 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、餌料倉庫等の購入又は設置に要する費用</p> <p>2 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、附着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置に要する費用</p> <p>3 1又は2に関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定器、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産物廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入又は設置に要する費用</p> | 6と同じ。   |
| 8 乗組員安全機器等設置資金 | <p>1 転落防止用手すりの設置に要する費用</p> <p>2 安全カバー装置の設置に要する費用</p> <p>3 揚網機安全装置の設置に要する費用</p>  | 沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。） |
| 9 救命消防設備購入資金   | <p>1 救命胴衣の購入に要する費用</p> <p>2 消火器の購入に要する費用</p> <p>3 イーパブの購入に要する費用</p> <p>4 レーダートランスポンダの購入に要する費用</p> <p>5 小型漁船緊急支援連絡装置の購入に要する費用</p>  | 8と同じ。   |

|  |  |       |
|--|--|-------|
| 10 漁船転覆防止<br>機器等設置資金                   | 1 漁獲物の横移動防止装置の設置に<br>要する費用<br>2 甲板下の魚槽の設置に要する費用                | 8と同じ。 |
| 11 漁船衝突防止<br>機器等購入等資<br>金              | 1 レーダー反射器の購入又は設置に<br>要する費用<br>2 無線電話の設置に要する費用                  | 8と同じ。 |
| 12 漁具損壊防止<br>機器等購入資金                   | 漁具の標識(灯火付ブイ又はレーダー<br>反射器付ブイに限る。)の購入に要する<br>費用                  | 8と同じ。 |
| 13 噴射式貝類採<br>取機器等購入資<br>金              | 噴射式貝類採取機(エンジン及びポン<br>プを含む。)の購入に要する費用                           | 8と同じ。 |
| 14 生鮮魚介類衛<br>生処理機器購入<br>資金             | 1 人工塩水等冷却機の購入に要する<br>費用<br>2 紫外線殺菌機の購入に要する費用<br>3 ろ過器の購入に要する費用 | 8と同じ。 |
| 15 昆布整列器購<br>入資金                       | 昆布整列器の購入に要する費用   | 8と同じ。 |
| 16 定置網用無線<br>遠隔式魚群探知<br>機購入資金          | 定置網用無線遠隔式魚群探知機の購<br>入に要する費用                                    | 8と同じ。 |
| 17 環境保全型ガ<br>ソリン船外機<br>(4サイクル)<br>設置資金 | 環境保全型ガソリン船外機(4サイク<br>ル)の設置に要する費用                               | 8と同じ。 |
| 18 省燃油・省力<br>型コンブ用乾燥<br>機器等設置資金        | 省燃油・省力型コンブ用乾燥機器等の<br>設置に要する費用                                  | 8と同じ。 |

## 第2 生活改善資金

| 資金の種類            | 貸付内容  | 貸付けの相手方         |
|------------------|---|-----------------|
| 1 生活合理化設<br>備資金  | 1 し尿浄化装置又は改良便そのの<br>設置に必要な資材の購入に要する<br>費用<br>2 自家用給排水施設(動力ポンプ<br>を除く。)の設置に必要な資材の<br>購入に要する費用<br>3 太陽熱利用温水装置の設置に必<br>要な資材の購入に要する費用         | 沿岸漁業の従事者        |
| 2 住居利用方式<br>改善資金 | 1 居室(居間、寝室、子供室、老<br>人室等)の改造に要する費用<br>2 炊事施設(炊事場、食事室等)<br>の改造に要する費用<br>3 衛生施設(浴室、便所、洗面所<br>等)の改造に要する費用<br>4 家事室等(家事室、更衣室、土<br>間等)の改造に要する費用 | 1と同じ。           |
| 3 婦人・高齢者<br>活動資金 | 1 機器等(漁船用機器、漁具、養<br>殖施設、加工用機器等)の設置に   | 沿岸漁業の従事者の組織する団体 |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 要する費用<br>2 前項の機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等） |  |
|--|--|--|

### 第3 青年漁業者等養成確保資金

| 資金の種類        | 貸付内容  | 貸付けの相手方   |
|--------------|---|---|
| 1 研修教育資金     | 農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用（旅費、教材費、授業料、視察費等）   | 青年漁業者（おおむね15歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね15歳以上50歳未満の者に限る。）その他の漁業を担うべき者及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者 |
| 2 高度経営技術習得資金 | 経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用（パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置（制御用コンピュータ及び各種センサー類）及び関連機器（制御装置と直接連動する部分に限定する。）の購入費用等） | 青年漁業者及び青年漁業者の組織する団体   |
| 3 漁業経営開始資金   | 農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用（漁船の建造、取得又は改造の費用、機器又は施設の設置費用、漁具・種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用は除く。）                       | 2と同じ。   |

### 第4 沿岸漁業改善資金の借受主体

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年北海道規則第71号）第2条及び第4条の「知事が定めるもの」は、「沿岸漁業者経営改善促進グループが策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成20年2月20日付け19水推第786号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の沿岸漁業経営改善促進グループ、「中核的漁業者協業体が策定する漁業共同改善計画の認定等の指針について」（平成18年3月28日付け17水推第1183号水産庁増殖推進部長通知）別紙の第1の中核的漁業者協業体、「強い水産業づくり交付金に係るメニューのガイドラインの一部改正について」（平成18年3月28日付け17水漁第2974号水産庁長官通知）による改正前の「強い水産業づくり交付金に係るメニューガイドラインについて」（平成17年3月23日付け16水港第3246号水産庁長官通知）第4の表中2の(5)の漁業共同改善計画の認定を受けたもの及び「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用についての一部改正について」（平成17年3月24日付け水漁第2613号水産庁長官通知）による改正前の「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業の運用について」（平成15年3月28日付け14水推第1222号水産庁長官通知）第2の1(2)イ(ウ)の漁業共同改善計画の認定を受けたものとする。

### 第5 認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日

認定申請書の提出期日及び貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。ただし、その期日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日になる場合には、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

| 区分  | 認定申請書の提出期日 | 貸付金の貸付決定期日 |
|-----|------------|------------|
| 第1回 | 5月末日       | 6月末日       |
| 第2回 | 9月末日       | 10月末日      |
| 第3回 | 1月末日       | 2月末日       |